

Aライン制度・月5件の新契約ノルマ！

苦し紛れに作成すれば、マスコミの餌食・処分 発令対象者に家庭崩壊・死者が出る！！

全労組に加入すれば、右に解説したとおり労働協約上Aライン制度を適用することは出来ない。しかしながら、多数派組合の**労組(明治安田生命労働組合)**が制度にして賛成していることを理由に会社は発令を強行している。

労組は、組合員の職種変更、**不利益変更**になぜ賛成するのか、組合員を守るための使命を放棄しているのではないかと理解に苦しむ。

たとえ五万人の組合だと豪語したところで、何もしない組合であれば、**ゼロに等しい組織**である。

全労組(全明治安田生命労働組合・委員長 小林 茂)は昭和47年に旧安田生命の現場管理職員を中心に結成され、組合員の9割以上が課長職という性格上、数的には少数派ではあるが、不偏不党、イデオロギ-ではなく健全な営業活動、現場の代弁者、顧客第一主義をモット-に地道な活動をし、実績を挙げてきた。

今回、会社合併の失敗の責任を社員になすりつけるために、会社は純増プロジェクト制度・Aライン制度などを導入し、いじめ、強迫により社員を退職に追い込もうとしている。

このような、暴挙はコンプライアンスに反するばかりでなく、社内モラル、士気を低下させ、ベテラン営業職員の大量脱落を招く結果となっている。

全労組は、現場管理職の見識として、会社の将来のためにも、このような理不尽な制度に反対しているのであって、極めて常識的な主張であると考えている。

戦術的には、会社と強力な交渉を続け、少なくとも全労組に加入している組合員は組織を挙げて保護し、場合によっては法的手段に訴えることも検討している。

そのためにも、Aラインに発令された約500名の方々は全労組と共に一致団結して不当な処遇に反対するために闘っていただきたい。

全員が全労組に加入し、明確な意思表示をすれば、Aライン制度は一夜にして崩壊する。

勇気をもって迅速な行動を取られるよう要望します。

先日、近畿支部で労組所属のAライン対象者の方が亡くなりました。面談した当組合員の話では、契約ノルマで追求されノイロ-ゼ気味で酒におぼれ、家庭崩壊になっていたそうです。なんともお気の毒なことです。

金子社長・人事部は社員の苦痛をどう思っているのか。次回団交で厳しく追及します。



全労組労働協約

第4章 労働条件 (個別労働条件)

第17条 組合員を職種変更、労働条件が著しく異なる出向・派遣、休職期間満了退職、解雇、諭旨解雇、懲戒解雇に付するときは、会社は事前に組合に通知する。ただし、本人からの申し出があり、組合が労働条件に重大な影響があると認めるときは、協議事項とすることができる。

- (1) 協議事項とは
 - 会社・組合間において合意した上で実施する事項・・・

組合はこの労働協約の規程に基づき会社とAライン制度の撤廃を要求しています。総合職員の個人営業職員化は明らかに労働協約違反であり、一方的な不利益変更は法的にも認められるものではありません。